

EY Taiwan JBS NEWSLETTER - September 2024 旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準~事例を踏まえて~

▶ はじめに

ビジネスにおいて、企業のブランド推進、ビジネス関係の構築、及び市場開拓のため、旅費、広告宣伝費及び交際費といった支出の発生は避けることができません。これらの費用は、会社の事業運営コストに直接影響するだけでなく、税務申告にも関連しています。

税務申告にあたっては、これらの支出の税務上の定義と適用範囲を理解し、認められた特定の条件を遵守する必要があります。

今回のJBS NEWSLETTERでは、企業が法令を遵守し税負担を最適化し、税務リスクの管理の有効性を向上させることができるよう、旅費、広告宣伝費及び交際費について、その定義、計上基準及び一部の事例を解説します。

台湾における営利事業所得税の申告実務にお役立てください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 交際費とその他費用に関連する事例
- 旅費、広告宣伝費及び交際費の基本事項
- ▶ 旅費の限度額の計算方法
- 交際費の限度額の計算方法
- ▶ 交際費と広告宣伝費の区分にかかる事例

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。 具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。





税務当局による営利事業者の交際費にかかる注意喚起と事例

旅費、広告宣伝費、及び交際費については、その内容、計上範囲について、税務上問題となるケースが見受けられます。例えば、交際費に関して、2024年4月10日に、財政部高雄国税局より交際費に関してリリースされた事例及び注意喚起は、以下の通りです。

交際費とその他費用に関する事例

A社は、2021年度の営利事業所得税の申告において、「交際費」NTD100万元を計上していました。 税務調査におけるA社の説明によると、業績向上のためにディーラーを旅行に招待した費用であり、旅行に招待したディーラーの明細も提供しました。しかし、当局による調査の結果、計上した費用の金額が特定のディーラーの取引額に比例していることが判明しました。これに対してA社は、業績の向上を奨励するため、ディーラーとの契約に基づき、年間売上高が一定基準以上に達した場合に7日間の旅行に招待する販促費用であったと説明しました。

これを受け当局は、所得税法第89条及び営利事業所得税審査基準第103条第2号第11目の規定に基づき、本件は、「交際費」の対象ではなく、「その他費用」として計上すべきもので、かつ、所轄徴税機関に申告し、ディーラーに源泉徴収票を発行しなければならないものと認定しました。

営利事業者が条件付きでディーラーまたはクライアントを招待する費用の注意喚起

営利事業者にて、ディーラーまたはクライアントを招待した費用が一定の業績達成を条件としたインセンティブや報酬の性質に該当する場合、交際費の対象ではなく、「その他費用」として計上する必要があります。

財政部高雄国税局によると、営利事業者が、契約に基づいて一定の販売数量または金額を達成したディーラーやクライアントに対して国内外の旅行に招待するために支払った費用は、規定に基づき、「交際費」の対象とはならず、「その他費用」として計上する必要があり、また、所得税法第89条の規定により所轄徴税機関に申告し、かつ、源泉徴収票をディーラーまたはクライアントに発行するものとされています。

当局は、営利事業者の費用の申告にあたって、関連法規定に合致しているかについて留意する必要があり、条件付きでディーラーまたはクライアントを旅行に招待する費用である場合には、その性質に基づき費用計上した上で、徴税機関の調査に備えるために支出に関する証明書類(例えば支出のエビデンス及び売買契約書)を保管しなければならない旨、注意喚起しています。

出典:財政部ホームページ(財政部高雄国税局 2024年4月10日)

https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntld=4cfbd77af2e843ecb82224a0adfda416

交際費は、税法上、その定義及び計上範囲が定められています。また、交際費と混同しやすい費用として、 旅費や広告宣伝費が挙げられます。

次のページでは、旅費、広告宣伝費及び交際費の範囲、限度額及び留意事項について、説明します。





旅費、広告宣伝費及び交際費の基本規定

	旅費	広告宣伝費	交際費
法根拠	営利事業所得税審査準則第74 条	営利事業所得税審査準則第 78条	営利事業所得税審査準則第 80条
目的	会社の業務を遂行するための 従業員の出張。	会社そのものや商品の良好な イメージや知名度の構築また は商品のプロモーション。	業務環境の改善、業務上の交 流関係の構築、双方向の交流 で、贈呈品の贈与、食事や旅 行の招待などが含まれる。
対象	従業員に支給され、かつ、訪問 対象及び内容は業務と関連性 を有する必要がある。	不特定の相手 に対して支払わ れるもの。	特定の相手に対して支払われ、 かつ業務と関連性を有する必 要がある。
限度額の 有無	宿泊代、交通費は実費で計上 し、日当は決められた限度額に より申告する。	計上限度額がなく、実費で計 上する。	計上限度額がある。
税合デンタ (粋)	1. 1	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	1. 外では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の





旅費の限度額の計算方法

	台湾内旅費	台湾外旅費		
旅費の種類		宿泊代をエビデンスにより 実費で精算する方法を 自ら規定していない場合	宿泊代をエビデンスにより 実費で精算する方法を 自ら規定している場合 (中国大陸への出張には 適用されない)	
交通費	エビデンスに基づき実費で	エビデンスに基づき実費で 認定	エビデンスに基づき実費で 認定	
宿泊代	認定	中央政府の各機関の命令により海外各地区に出張する人員の生活費日当表における日当の金額に基づき計上・支給する		
食事代· 雑費 ^(注1)	董事長、総経理、マネジャ 一、工場長は、1人あたり一 日NTD 700 元		中央政府の各機関の命令により海外各地区に出張する人員の生活費日当表における日当の金額の 50 %に基づき計上・支給する	
	その他の従業員は1人あた りー日NTD 600 元			

(注1)

財政部1983年3月30日台財税第32029号令の規定によると、営利事業者の従業員の出張日当、食事代、雑費が定められた計上限度基準を超過した部分は、給与所得に該当するものとし、実務上困難である場合で、会社が従業員に当該費用を支払う際の所得税の源泉徴収を免除される場合を除き、所得税法第89条第3項の規定により徴税機関に対して該当所得の申告を行う必要があります。



旅費にかかる事例の紹介

出張手当の計上限度にかかる事例

A社では、従業員の出張及び旅費の管理方法を自ら規定しており、董事長が台湾内で出張をする場合、 一日あたり食事代・雑費5,000元が支給されるものとされていました。

A社の董事長である甲氏の2020年度における台湾内出張日数は40日に達し、当該食事代・雑費の手当は合計200,000元となりました。

しかし、税法上、国内出張にかかる食事代・雑費の計上基準は、董事長の場合、一日あたり700元とされているため、A社の甲氏への食事代・雑費の支給額のうち、計上基準を超過した金額は172,000元 [(5,000元-700元)×40日]となり、当該旅費限度額超過分は甲氏の給与所得に該当するものとされ、A社は規定により当該管轄の徴税機関に対して該当所得の申告を行う必要があり、その対応をすることになりました。



交際費の限度額の計算方法





交際限度額の算定例

売上4億の他、役務収入が3千万、仕入額は2億である。会計士による税務監査を受けている。

単位:新台幣元

事業規模	計算範囲	計算率	計算額
仕入 200,000,000	30,000,000元以下 30,000,001~150,000,000元 150,000,001~200,000,000元	2/1000 1.5/1000 1/1000	60,000 180,000 50,000
		計	290,000
売上 400,000,000	30,000,000元以下 30,000,001~150,000,000元 150,000,001~400,000,000元	6/1000 4/1000 3/1000	180,000 480,000 750,000
		計	1,410,000
役務収入 30,000,000	9,000,000元以下 9,000,000~30,000,000元	12/1000 8/1000	108,000 168,000
		計	276,000
		算定限度額	1,976,000



国税局から公表されている交際費に関連する事例



交際費にかかる事例の紹介

交際費と広告宣伝費の区分

A社は西洋薬の卸売に従事しており、2018年度の営利事業所得税確定申告において、広告宣伝費 500万元を申告していました。

このうち300万元余りは業務に関連する分野にかかる専門医師の医学シンポジウム参加費用に対す る賛助でありましたが、税務調査の結果、本費用は医学シンポジウムにて新しい医薬情報の提供と交 流を通じて会社製品の情報を宣伝するための「特定の相手」に対する招待と認定され、交際費に該当 するものとされました。

交際費に振り替えがなされた結果、税務上の交際費の限度額を超過した部分について、費用の否認 がなされて追加課税されることになりました。





旅費、広告宣伝費及び交際費にかかるポイント及び留意事項

- 旅費精算にあたってのエビデンスについて
- ▶ 従業員が会社業務を遂行するための出張に使用されるもので、出張報告書には場所、訪問対象及 び内容の詳細が記載され、かつ定められた限度額により日当を精算していることを確保する必要が あります。

■ 広告宣伝費の定義

▶ 広告宣伝費は、会社自身または商品のイメージ構築やプロモーションを目的とし、不特定の相手を対象とする支払いである必要があります。広告宣伝費には限度額の制限はありませんが、統一発票、一般領収書や広告サンプルなどのエビデンスを取得の上で実費にて計上する必要があります。

「≡∭交際費の計上限度額

▶ 業務上の交流関係の構築に使用されるもので、特定の相手に対する支払いであり、かつ業務に関連して、統一発票や普通領収書を取得する必要があります。申告の限度額があり、超過額は申告できません。

以上の通り、税務上のリスクを防ぐために、必ずすべての費用が関連する法令の規定に合致し、かつ税法に適合するエビデンスを取得したことを確保する必要があります。



本ニュースレターでは、旅費、広告宣伝費及び交際費について、事例及び基本事項を解説しましたが、不本意な当局からの指摘による税務リスクを低減するためには、すべての費用について、関連する法令規定に合致し、かつ税法に適合したエビデンスを取得し保管しておくことが必要です。

本ニュースレター以外にも台湾の税法ではさまざまな規定が定められております。さらに 詳しく知りたい場合は、お気軽に弊所専門チームにお問い合わせください。



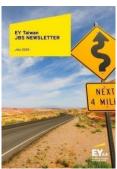
JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。











バックナンバー

発行月	タイトル
2024年8月	期限内申告の重要性~申告の基本と過去の判例を踏まえて~
2024年7月	台湾における資本剰余金について~その応用と税務分析~
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問~免税·控 除額や各種優遇措置及び申告実務~
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特 定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法〜台湾における 事前申請について〜
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保ー外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、 またはEY担当者までご連絡ください。



P. 9

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお 付き合いをさせていただいており ますEY担当にご連絡をいただく か、または以下のいずれかの関 連サービス専門担当までご連絡 ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務 林志翔 稅務服務部營運長 02 2728 8876

Michael.Lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師 02 2728 8870 yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師 02 2728 8872 sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師 02 2728 8875 chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師 02 2728 8873 anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師 04 3608 8681 jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師 07 9688 8990 ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理 02 2757 8888 88867 junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理 02 2757 8888 20652 naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理 02 2757 8888 21191 yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之內 真美 經理 02 2757 8888 20821 Takenouchi.Mami@tw.ey.com EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパ ス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、 資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、 クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全 サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであ り、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した 組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会 社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる 個人情報の取得・利用の方法や、 データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、 ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止さ れている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安 永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份 有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団 法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan. All Rights Reserved.

APAC NO.14008066 **ED None**

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその 他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、 個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



